

『シャンティ奨学基金（2019年度）』 募集要項

2018年10月吉日

公益財団法人公益推進協会

1. 目的

このシャンティ奨学基金（以下、奨学金）は、次世代を担う人材の育成を図るため、向学心がありながら経済的理由により、修学上必要な学資金（奨学金）を支給することで奨学援護を行い、もって社会に有為な人材を育成することを目的とします。

なお、この奨学金は返済の義務はなく、将来の就職等についても何等の義務もないことといたします。また、他の奨学金制度との併用も可能です。

2. 応募資格

兵庫県または大阪府の大学に在学し、文系の学部[※]に在籍する2回生または3回生の女子学生で、人物・学力共に優れ、かつ向学心に燃えているが、経済上の理由（世帯年収400万円以内）のため進級が困難であり、奨学援護を希望する者とします。

3. 応募・選考方法

募集期間：2018年10月1日(月)～2018年12月20日(木) 当日消印有効

(1) 2019年度 シャンティ奨学基金願書

※願書は、当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードし、必要事項を記入してください。

(2) 在学証明書

(3) 成績証明書(成績表)・・・直近のもの

(4) 同居家族全員の所得を証明する書類・・・例：給与所得者は前年度分の源泉徴収票、給与所得者以外は税務署又は地方公共団体による前年度分の所得を証明するもの（税務署の収受印のある確定申告書（控）のコピーも可）等。

※応募関係書類（添付書類を含む）は返却いたしません。

4. 採用人数

2019年度の奨学生は**2名**を採用とします。

5. 給与期間・給与額

大学における次年度分の学費補助として、**年額45万円**を年2回（4月と10月）に分けて支給します。

なお、毎学期末に在学証明書での確認を行い、退学や休学が判明した場合は、支給を打ち切ります。また、留学中は支給を停止いたします。

6. 支給継続条件

- (1) 学期末月内に在学証明書を提出。
- (2) 学年末月内は上記と共に、近況報告（様式不問）も提出。

□願書及び資料郵送先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階
（公財）公益推進協会 シャンティ奨学基金 事務担当 高野 宛

□選考方法及び通知

選考方法・・・生活の困窮度や学業・人物等により総合的に判断
当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で奨学生候補を決定します。
そして、2019年2月下旬を目処に申請者に対し、候補採否を文書で通知します。
なお、最終決定は進級確認後（4月以降）となりますので、奨学金の交付には、進級に
関する在学証明書の提出が必要です。

□奨学金の交付

奨学金支給決定者には振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送されましたら、指定先口座に年2回に分けて（22万5千円ずつ）振り込みます。但し、銀行振り込みの場合、振込手数料を差し引いた額とします。

奨学金に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階
公益財団法人公益推進協会 シャンティ奨学基金 担当 高野
TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814
E-mail : info@kosuikyo.com

なお、問い合わせの対応時間は平日の10:00～18:00までとします。